

## ⚠️ ご注意いただきたいこと

### 万一、事故が発生した場合

〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

- ・万一事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

- ・労働災害総合保険には、保険契約者または被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故にかかわる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あんしん24  
受付センター

事故の  
場合は

事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または右記までご連絡ください。

**0120-985024** (携帯電話・PHSからもご利用いただけます) ※おかけ間違いにご注意ください。

365日・24時間受付

### 共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

政府労災の上乗せ補償や、従業員に対しての賠償リスクに備えたい方に。

事業用

労働災害総合保険

平成25年10月以降保険始期用

# 労働災害総合保険

●このパンフレットは「労働災害総合保険普通保険約款」および各々の「特約」で構成された「労働災害総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約集をご用意しておりますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込みいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合がございます)。ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、当社までご照会ください。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・保険契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、当社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、当社と直接ご契約いただいたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
TEL:03-5424-0101(大代表)  
http://www.aioinissaydowa.co.jp/



## 労働災害総合保険について

この保険は、政府労災保険等の上乗せとなる保険であり、貴社の被用者(従業員)が労働災害により政府労災保険等の補償対象となる身体の障害を被った場合に貴社が行う政府労災保険等の上乗せ補償(法定外補償)や、被用者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

### ポイント1 保険加入は無記名方式です

保険期間(ご契約期間)中における補償の対象となる被用者の人数見込み、または賃金総額の見込みをお知らせください(被用者名簿は不要です)。見込みの数値に基づき暫定保険料でご契約いただき、保険期間終了後、確定数値に基づき、確定精算を行います。

☞ 詳細は、P9「ご契約にあたって」「3 保険料の確定精算について」をご覧ください。

### ポイント2 保険金は直接貴社にお支払いします

保険金は直接貴社にお支払いします。貴社から被災被用者やその遺族に補償金としてお支払いいただくことにより雇用関係の安定化が図れます。

### ポイント3 保険料は損金処理できます

保険料は必要経費として全額損金処理ができます。

## 目次

労働災害総合保険の概要	1~2
労働災害総合保険のご説明	3~4
法定外補償条項について	5~6
使用者賠償責任条項について	7
主な保険料割増引制度	8
ご契約にあたって	9
おすすめする補償額例	10
用語のご説明・Q&A	11
ご参考	12
お支払いする保険金および費用保険金のご説明	13~14

## 使用者賠償責任条項

### 貴社の損害賠償責任を補償

高額 判決・和解事例	賠償金額	判決・和解年月
精密機器会社従業員が長時間労働により脳出血を発症	1億8,989万円	平成20年4月
ソース製造会社従業員の過労自殺	1億1,111万円	平成12年5月
大学研修医(26歳)がストレス(急性心筋梗塞疑)で死亡	1億3,500万円	平成12年2月
広告会社従業員が過労によるうつ病で自殺	1億2,600万円	平成8年3月
ワイヤーロープがとけて原木が落下し、頸部を直撃(後遺障害)	1億6,524万円	平成7年9月
コンビナートが爆発し、従業員が負傷	1億2,000万円	平成4年12月

労災事故発生

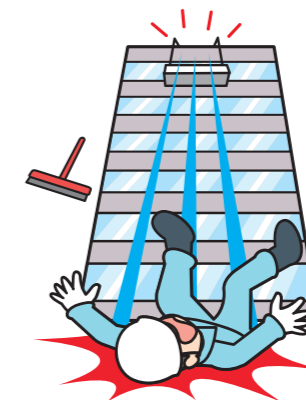
## 法定外補償条項

### 政府労災の上乗せ補償

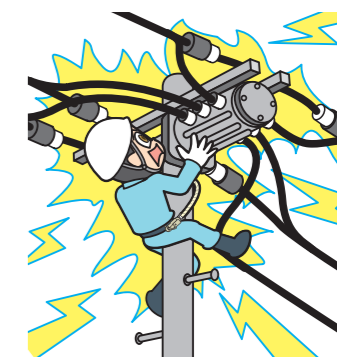
## 政府労災保険(労働基準法上の補償義務)

法定補償は政府労災保険でカバー

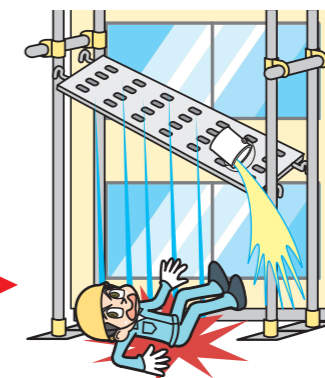
## こんな場合に補償されます



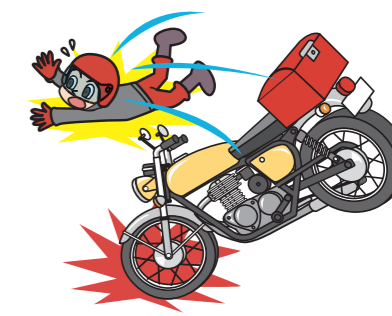
従業員が作業中に高所から落ちて死亡した。



電気工事中に従業員が感電死した。



従業員が外壁の補修作業中、足場が崩れて落下し、腰椎を骨折した。



従業員が商品配達中にバイクで転倒し、ケガをした。



積み上げていた輸送荷物が崩れてきて従業員が下敷きになり負傷した。

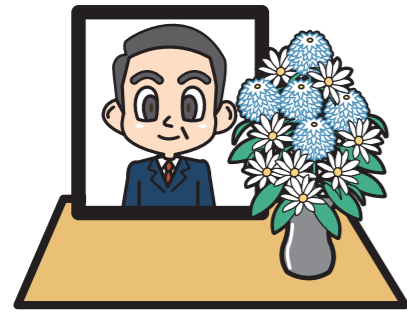


タクシー運転中に事故に巻き込まれドライバーがケガをした。

法定外補償条項

■死亡に対する法定外補償保険金

被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、死亡した場合の遺族補償としてお支払いします。



■後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、後遺障害が生じた場合にお支払いします。



■休業に対する法定外補償保険金

被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、休業し、賃金が受けられなかった場合に、休業の第4日目以降から1,092日分を限度としてお支払いします。



法定外補償条項にセットすることのできる主な特約(別に定める保険料を払い込みいただくことでセットできます)

■災害付帯費用補償特約

死亡に対する法定外補償保険金または後遺障害に対する法定外補償保険金第1級～第7級が支払われる場合に、所定の金額をお支払いします。



■退職者加算特約

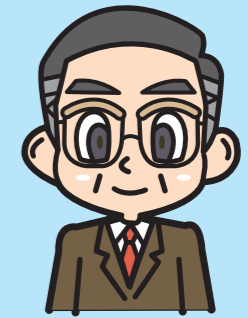
後遺障害に対する法定外補償保険金が支払われる障害を被り、その直接の結果として障害を被った日から3年以内\*に退職することとなった場合に、別に定めた金額を法定外補償保険金に加算して保険金をお支払いします。

\*3年を超えた場合でも、身体の障害区分について政府労災保険による決定がなされた時から1年以内に退職した場合は対象となります。



■特別加入者補償特約

政府労災保険に特別加入されている中小事業主(第一種特別加入者)および一人親方等(第二種特別加入者)を補償対象とする特約です。



使用者賠償責任条項

■損害賠償保険金

被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害(病気を含まず)について、被災被用者やその遺族から損害賠償請求されたことにより、貴社が法律上の損害賠償責任を負ったとき、その損害に対して保険金をお支払いします。この保険でお支払いする損害賠償保険金は、下記給付金や保険金等または保険証券記載の免責金額(自己負担額)を差し引いた額となります(ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします)。

- 政府労災保険等の給付金(ただし、特別支給金は除きます)
- 自動車損害賠償保障法により支払われる保険金等
- 上記法定外補償条項により支払われる保険金または貴社の法定外補償規定により支払われる給付金
- 免責金額(自己負担額)(ご契約時に設定している場合)



■費用保険金

被用者が業務上の事由または通勤により身体の障害(病気を含まず)を被ったことにより、貴社が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次の費用をお支払いします。

- ①訴訟になった場合の裁判費用や弁護士費用、示談交渉に要した費用
- ②損害賠償請求解決のため、当社の求めに応じて負担した費用
- ③他人から損害賠償を受けることができる場合に、その権利の保全・行使に要した費用

上記①～③の合計額となります。ただし、損害賠償保険金の額が、保険証券記載の支払限度額を超える場合は、その割合に応じて上記①の金額を減額します。

- (注1) お支払いにあたっては、事前に当社の同意が必要となります。
- (注2) 結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。



使用者賠償責任条項にセットすることのできる主な特約(別に定める保険料を払い込みいただくことでセットできます)

■初期対応費用補償特約

この保険で対象となる災害が日本国内で発生した場合に、貴社が緊急的に支出する次の費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または災害による損害賠償責任に関する争訟の解決に必要なかつ有益であると当社が認めた費用をお支払いします。

- ・災害現場の保存費用(災害現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません)
- ・災害現場の写真撮影費用
- ・災害状況調査・記録費用
- ・災害原因調査費用(応急的に災害原因を調査する場面に限り)
- ・災害現場の後片づけ費用および清掃費用
- ・被保険者の使用人を災害現場に派遣するために必要な交通費または宿泊費
- ・通信費
- ・災害について、被保険者が被用者またはその遺族に慣習として支払った見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用

- (注1) お支払いにあたっては、当社の同意が必要となります。
- (注2) 結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。



■訴訟対応費用補償特約

労災事故において、被用者またはその遺族から損害賠償金の支払いを求め訴訟(仲裁、和解決または調停を含みます)が提起され、この保険でお支払いの対象となる場合、貴社が負担する次の費用のうち、当社が認めた費用をお支払いします。

- ・意見書または鑑定書作成のために必要な費用
- ・外注コピーの費用
- ・増設コピー機の賃借費用
- ・災害等再現実験費用(災害原因調査費用を含み、災害後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません)
- ・相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用
- ・被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用

- (注1) お支払いにあたっては、当社の同意が必要となります。
- (注2) 結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。



■被用者の範囲に関する特約(派遣労働者追加)

派遣労働者(労働者派遣契約により被保険者が受け入れている労働者をいいます)を被用者に追加し、業務上の事由または通勤によって派遣労働者が被った身体の障害について、貴社が負担する損害賠償金および費用をお支払いします。



法定外補償条項・使用者賠償責任条項いずれにもセットすることのできる主な特約(別に定める保険料を払い込みいただくことでセットできます)

■通勤災害補償特約

通勤による身体の障害(死亡・後遺障害)または休業に対して保険金をお支払いします。

(注)使用者賠償責任条項には自動的にセットされます。



■海外危険補償特約

日本国外において行われる事業に派遣された被用者(海外派遣者など)\*が被った身体の障害について補償する特約です(海外出張者の死亡、後遺障害および休業や、その身体障害によって負担する損害賠償責任については、この特約をセットしなくても補償されます)。

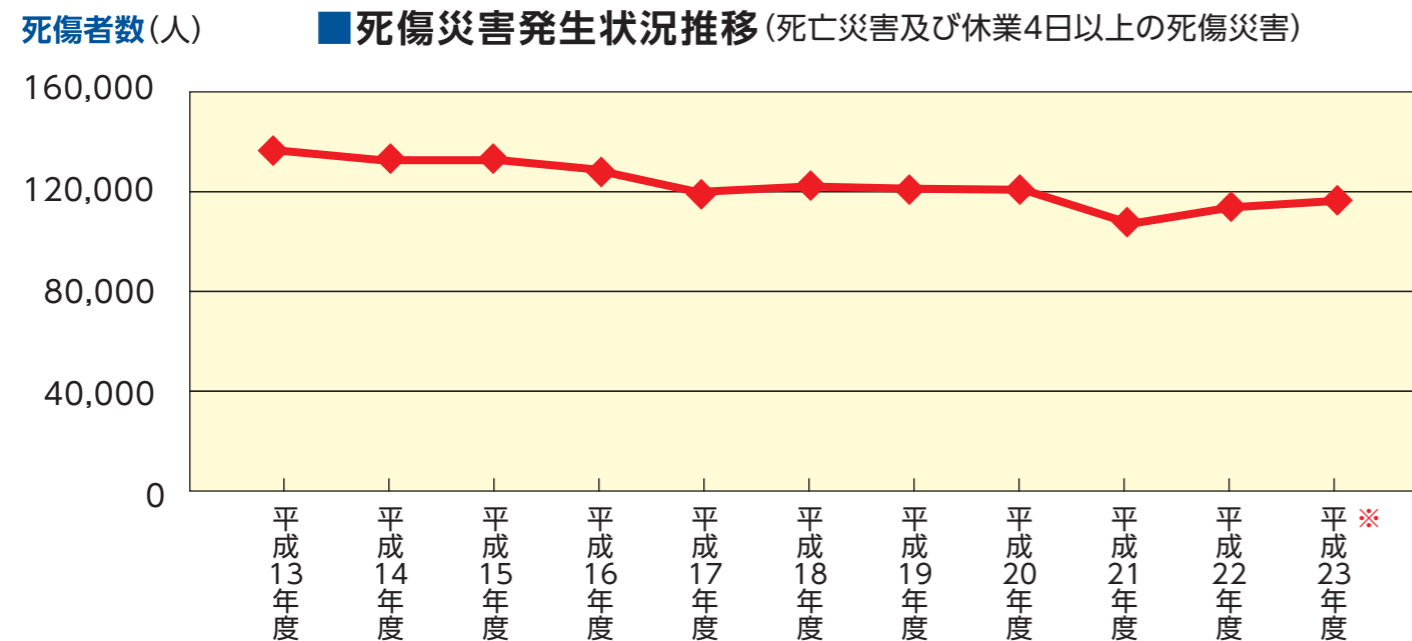
\*政府労災保険に特別加入されている方に限ります。



## 業務上の災害は決して他人ごとではありません

### ご存知ですか？

近年、業務上災害の死傷者数は減少傾向にはあるものの、10年前とそれ程大きな差はなく、依然として年間10万人以上の労働者が死傷しています。



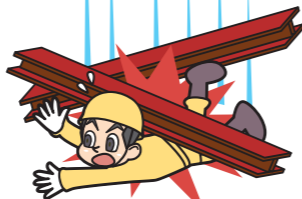
厚生労働省 労働災害統計(平成23年度)より

\*平成23年度については東日本大震災を直接の原因とする災害を除く

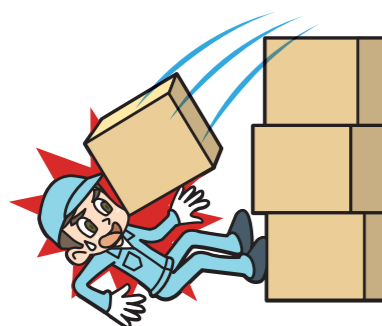
## 保険金をお支払いする主な災害例



従業員が部品製造中に誤って機械に手をはさんで指を切断してしまった。



工事現場での作業中に鉄骨が落下。従業員がその下敷きになり、重傷を負った。



工場出荷物が落ちてきてケガをした。



厨房作業中になべを倒し、全身にやけどを負った。

## 法定外補償条項では…

貴社の被用者が、業務上の事由により身体の障害を被ったときに、貴社が政府労災保険に上乗せして給付する災害補償について、保険金をお支払いします。

(注)政府労災保険の給付が決定された場合に限りです。

## 法定外補償条項には、2種類の支払方式(定額方式と定率方式)があります

支払方式は、貴社の定める法定外補償規定にあわせて下記のいずれかをお選びいただけます。法定外補償規定を定めていない場合や定額方式・定率方式の併用をご希望される場合は、代理店・扱者または当社にご相談ください。

### 定額方式

お支払いする保険金を「定額」で定める方式です。  
休業に対する法定外補償保険金については、休業する1日につき支払う金額を定めます。

### 定率方式

お支払いする保険金を「平均賃金の日数」で定める方式です。休業に対する法定外補償保険金については、1日につき平均賃金に対する割合(%)を定めます。

## 保険料算出の基礎について

### 定額方式の場合

貴社の被用者の保険期間(ご契約期間)中における平均被用者数\*を基礎にして計算します。

\*平均被用者数は、保険期間内の毎月一定日における被用者数の累計を保険期間内の月数で除して算出した人数等をいいます。

### 定率方式の場合

貴社の被用者に支払われる保険期間中における賃金総額\*を基礎にして計算します。

\*賃金総額は、貴社が所轄労働基準監督署長へ提出された直近の「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」に記載の賃金総額等をいいます。

(注)建設業の場合は、ご契約内容により保険料算出の基礎が異なります。詳しくは代理店・扱者または当社にお問合わせください。

# 使用者賠償責任条項について

## 使用者賠償責任条項では…

貴社の被用者(従業員)が、政府労災保険または船員保険に基づく災害補償の対象となる身体の障害を被ったことにつき、貴社が法律上の損害賠償責任を負い、その損害賠償金の額が政府労災保険や法定外補償規定による給付等の合計額を超える場合に、保険金をお支払いします。

(注1) 損害賠償保険金については、政府労災保険の給付が決定した場合に限ります。

(注2) お支払いする保険金の額については、P13「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

## 保険金をお支払いする主な災害例



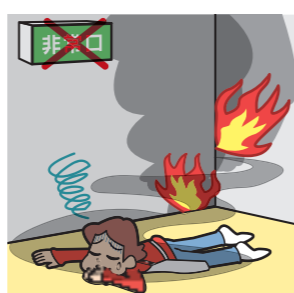
作業中にガスが漏れ、従業員がガス中毒にかかり死亡した。



故障した機械の使用により、従業員が機械にまきこまれ負傷した。



書棚の取り付け不備のため、従業員が下敷きになり重傷を負った。

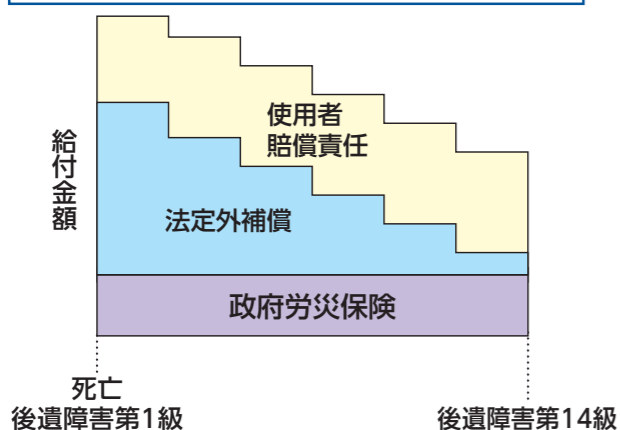


非常灯が壊れていたために避難が遅れ、従業員が煙に巻かれて死亡した。

法定外補償条項とあわせてご契約いただくことをおすすめします。使用者賠償責任条項をセットする場合の政府労災保険、法定外補償条項との関係の主な例は次のとおりです。

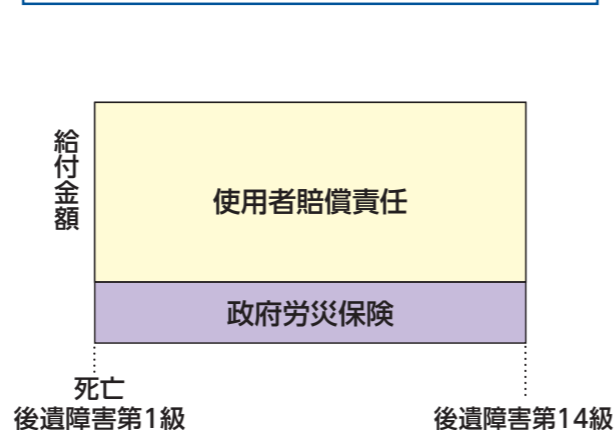
### ■ケース1

法定外補償条項+使用者賠償責任条項のご契約



### ■ケース2

使用者賠償責任条項のみのご契約



(注) 上記は、法定外補償規定がなく、かつ法定外補償条項をご契約していない場合となります。

# 主な保険料割増引制度

## 過去の損害率による割引・割増(注)

継続契約において、所定の割引適用後\*の保険料が30万円以上の契約に適用します。貴社の前契約の損害率(保険期間を通じ発生した損害の額の保険料に対する割合)に応じた割増引を適用します。

\*詳細については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

◆前契約が当社以外のご契約の場合には、当社所定の告知書をご提出いただけます。

## 無事故割引/政府労災メリット割引(注)

### 無事故割引

初年度契約・継続契約において、所定の割引適用後\*の保険料が30万円未満の契約に適用します。

割引率は一律30%となります。

### 政府労災メリット割引

初年度契約において、所定の割引適用後\*の保険料が30万円以上の契約に適用します。

政府労災保険の直近の保険年度のメリット収支率に応じた割引を適用します(最大30%割引)。

\*詳細については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

◆労災保険率決定通知書(継続事業用)または改定確定保険料決定通知書(有期事業用)のコピーをご提出いただけます。

## 事業場数割引(注)

事業場数(工事場数)が10以上ある場合に、事業場数に応じた割引を適用します。

◆当社所定の告知書をご提出いただけます。

## 事業規模による割引(注)

平均被用者数が100名を超える場合に、平均被用者数に応じた割引を適用します(建設業を除きます)。

建設業の場合は、1工事の請負金額が5,000万円を超える場合または保険期間中の請負金額の総額が5,000万円を超える場合に、請負金額に応じた割引を適用します。

## 使用者賠償責任条項セット割引

法定外補償条項と使用者賠償責任条項の両方をセットしてご契約の場合に、**使用者賠償責任条項の保険料に対して10%の割引**を適用します。

## ISO/HACCP等割引

契約締結日時点で次のいずれかの条件を満たしている場合に適用します(20%割引)。

(1) 契約締結日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業

- ①ISO9000シリーズ ②ISO14000シリーズ ③ISO22000シリーズ ④HACCP ⑤エコアクション21
- ⑥環境プランナー報告書 ⑦エコステージ(認証レベル1~5が対象。エコステージのチャレンジ宣言組織は対象外)

(2) 契約締結日時点で、上記(1)①~④の認証は取得前であるが、取得取組済の企業

ただし、下記のマニュアル等が完備し、内部監査が終了済である場合に限り適用します。

- ①ISO9000シリーズ=「品質マニュアル」 ②ISO14000シリーズ=「環境管理マニュアル」
- ③ISO22000シリーズ=「食品安全マニュアル」 ④HACCP=「導入プラン、導入スケジュール」

◆認証状または認証書のコピー(取得前の場合は、マニュアル等のコピー)をご提出いただけます。

(注) 対象となる事業種類については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

上記割引を適用する際の確認資料については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

# ご契約にあたって

## 1 この保険の保険契約者・被用者・保険金受取人について

### 保険契約者

政府労災保険・船員保険の対象となる事業主となります。

(注)原則として1事業場単位でのご契約となります。



### 補償の対象となる被用者

事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者となります。

(注)被用者には、臨時雇従業員(アルバイト・パートタイマー・嘱託等)を含み、事業主(会社の取締役・監査役等)は含みませんので、ご注意ください。



### 保険金受取人

被保険者(貴社)となります。



(注)保険金請求の際は、被災被用者またはその遺族の補償金受領書等を当社にご提出いただきます。



## 2 ご契約の際に提出していただく資料

### ■政府労災保険への加入状況に関する資料

事業の種類・従業員の数・賃金総額・過去の損害率等が把握できる下記資料のうち、該当する資料のコピーをご提出いただきます。

- ・労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書
- ・労災保険率決定通知書(継続事業用)
- ・改定確定保険料決定通知書(有期事業用)
- ・貴社の法定外補償規定

など

## 3 保険料の確定精算について

この保険契約は保険期間中の見込みの平均被用者数・賃金総額または請負金額(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額をご精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度(1年間)または労働年度(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式のいずれかをご選択いただけます。

確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」をセット)された場合には、以下の点にご注意ください。

- この特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度(1年間)または労働年度(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払い込みいただけます。  
(注1)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。  
(注2)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするとご契約には、この特約はセットできません。
- ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算は行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

# おすすめする補償額例

## ■法定外補償

貴社の法定外補償規定にあわせて補償額を設定いただけます。以下の補償額例以外にも、死亡のみ補償、休業補償対象外など、ご希望に合わせたご契約が可能です。

(注)法定外補償規定を定めている場合には、その額が限度となりますので、ご注意ください。

### 定額方式

被用者1名につき	業務上・通勤災害				被用者1名につき	オプション特約※1		
	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円		災害付帯費用保険金※2	基本型	増額型
死亡に対する法定外補償保険金	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	死亡に対する法定外補償保険金	40万円	100万円	
後遺障害に対する法定外補償保険金	第1級	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	死亡に対する法定外補償保険金	10万円	25万円
	第2級	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円			
	第3級	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円			
	第4級	400万円	800万円	1,200万円	1,600万円			
	第5級	350万円	700万円	1,050万円	1,400万円			
	第6級	300万円	600万円	900万円	1,200万円			
	第7級	250万円	500万円	750万円	1,000万円			
	第8級	200万円	400万円	600万円	800万円	死亡に対する法定外補償保険金	5万円	15万円
	第9級	150万円	300万円	450万円	600万円			
	第10級	100万円	200万円	300万円	400万円			
	第11級	50万円	100万円	150万円	200万円			
	第12級	25万円	50万円	75万円	100万円			
	第13級	15万円	30万円	45万円	60万円			
	第14級	10万円	20万円	30万円	40万円			
休業に対する法定外補償保険金	1日につき1,000円	1日につき2,000円	1日につき3,000円	1日につき3,000円				

※1 別に定める保険料を払い込みいただくことでセットできます。

※2 上記災害付帯費用保険金は各補償額例において共通となります。

### 定率方式

(注)被災被用者の1日あたりの平均賃金にご契約の日数(休業に対する法定外補償保険金は割合)を乗じた額を保険金としてお支払いします。

被用者1名につき	業務上・通勤災害				被用者1名につき	オプション特約※1		
	500日分	1,000日分	2,000日分	2,000日分		災害付帯費用保険金※2	基本型	増額型
死亡に対する法定外補償保険金	500日分	1,000日分	2,000日分	2,000日分	死亡に対する法定外補償保険金	1日あたり平均賃金の80日分(40万円限度)	1日あたり平均賃金の200日分(100万円限度)	
後遺障害に対する法定外補償保険金	第1級	500日分	1,000日分	2,000日分	2,000日分	死亡に対する法定外補償保険金	1日あたり平均賃金の20日分(10万円限度)	1日あたり平均賃金の50日分(25万円限度)
	第2級	500日分	1,000日分	2,000日分	2,000日分			
	第3級	500日分	1,000日分	2,000日分	2,000日分			
	第4級	400日分	800日分	1,600日分	1,600日分			
	第5級	350日分	700日分	1,400日分	1,400日分			
	第6級	300日分	600日分	1,200日分	1,200日分			
	第7級	250日分	500日分	1,000日分	1,000日分			
	第8級	200日分	400日分	800日分	800日分	死亡に対する法定外補償保険金	1日あたり平均賃金の10日分(5万円限度)	1日あたり平均賃金の30日分(15万円限度)
	第9級	150日分	300日分	600日分	600日分			
	第10級	100日分	200日分	400日分	400日分			
	第11級	50日分	100日分	200日分	200日分			
	第12級	25日分	50日分	100日分	100日分			
	第13級	15日分	30日分	60日分	60日分			
	第14級	10日分	20日分	40日分	40日分			
休業に対する法定外補償保険金	1日につき1日あたり平均賃金の10%	1日につき1日あたり平均賃金の20%	1日につき1日あたり平均賃金の20%	1日につき1日あたり平均賃金の40%				

※1 別に定める保険料を払い込みいただくことでセットできます。

※2 上記災害付帯費用保険金は各補償額例において共通となります。

## ■使用者賠償責任

### おすすめの支払限度額例

万一の高額賠償事故に充分対応可能な支払限度額でのご加入をおすすめします。

	支払限度額	
被用者1名につき	1億円	5,000万円
1災害につき	5億円	3億円

# 用語のご説明

## 被保険者

事故が発生した場合に、ご契約いただいた法定外補償条項・使用者賠償責任条項または特約により補償の対象となる方(保険の補償を受けられる方)をいいます。

## 被用者

事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者がいい、あらかじめ対象とする被用者を特定します。なお、被用者には、臨時雇従業員(アルバイト・パートタイマー・嘱託等)を含み、事業主(会社の取締役・監査役等)は含みませんので、ご注意ください。

## 身体の障害

負傷または病気をいい、これらに起因する後遺障害(医師による治療の効果が医学上期待できない状態であって被用者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます)および死亡を含みます。

## 業務上災害

被用者が労働契約に基づき使用者の支配下にある状態で被った負傷、病気または死亡であり(いわゆる「業務遂行性」があること)、かつ、その災害と業務との間に相当因果関係(いわゆる「業務起因性」があること)があるものをいいます。

## 通勤災害

被用者が通勤途上で被った負傷、病気または死亡であり、かつその災害と通勤との間に相当因果関係があるものをいいます。なお、通勤とは、通勤が就業に関するものであること、住居と就業の場所との往復であること、合理的経路および方法によるものであること、往復の経路を逸脱または中断していないことすべてを満たしている場合をいいます。

## 支払限度額

当社がお支払いする保険金の限度額をいいます。賠償金や費用\*の額が支払限度額を超える場合には、超過分は被保険者の自己負担となりますのでご注意ください。

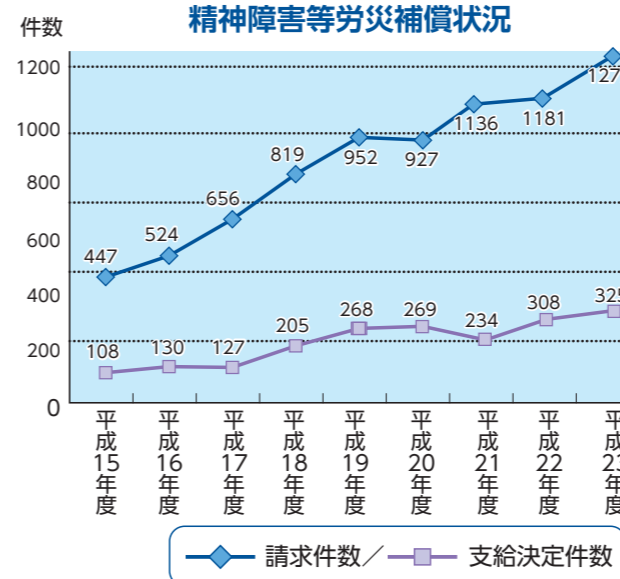
\*使用者賠償責任条項において、争訟費用、示談交渉に要した費用は、正味損害賠償金額が1災害の支払限度額を超える場合、支払限度額の正味損害賠償金額に対する割合によってお支払いします。なお、保険会社への協力費用および権利の保全等に必要な費用などは、支払限度額とは別にお支払いします。

# ご参考

全国的に、長時間労働、成果主義の導入、企業間競争の激化によるリストラ、またIT技術の発達による職場のコミュニケーション不足などさまざまな要因から、過労やメンタルヘルス問題が深刻化しています。

## 精神障害等による労災補償状況

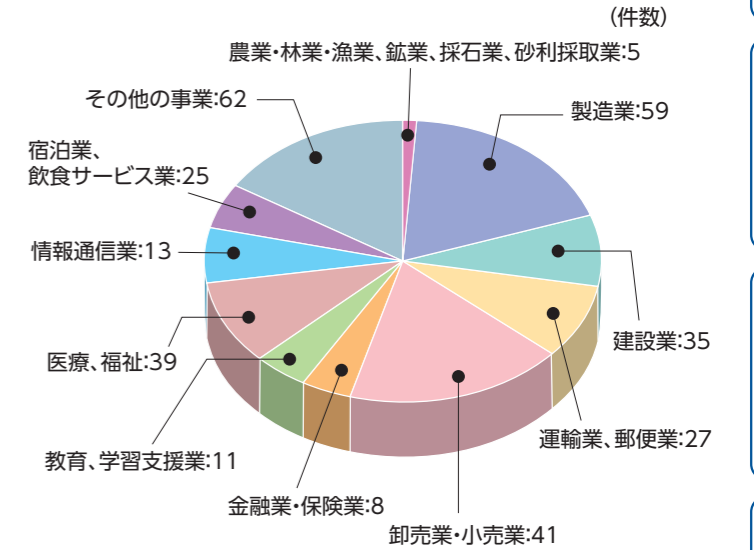
◆メンタルヘルス不全など精神障害による労災請求・支給決定件数は、増加傾向にあります。



平成15年度から平成23年度において、請求件数は447件から1,272件(約2.8倍)に、支給決定件数は108件から325件(約3倍)となっております。

厚生労働省「精神障害等の労災補償状況(平成23年度)」

## 精神障害等による業種別労災認定状況



労災認定の多い業種としては、その他の事業を除き、製造業が最も多く、続いて卸売・小売業、医療・福祉、建設業、運輸、郵便業の順になっております。

厚生労働省「精神障害等の業種別請求、決定及び支給決定件数一覧(平成23年度)」

# Q & A

## Q1 労働災害が発生した場合、事業主はどのような民事上の責任を負いますか?

A1 使用者である事業主は、発生した労働災害について、不法行為による損害賠償責任(民法第709条)や安全配慮義務による債務不履行責任(民法第415条)を負担しなければなりません。

## Q2 被用者の範囲に関する特約(派遣労働者追加用)では、派遣労働者が対象となっておりますが、被保険者(派遣先)は、どのような場合に派遣労働者について使用者責任を負うのですか?

A2 一般的に、被保険者(派遣先)は、事実上の「事業者」となり、そこで就労する派遣労働者は「使用される労働者」とみなされます。事業者は安全配慮義務を負うため、派遣先が事実上派遣労働者に対して業務遂行上の具体的指揮命令を行っている場合に使用者責任を負います。なお、派遣労働者は、被保険者(派遣先)の政府労災保険の対象被用者には該当しないため、派遣元での申請による政府労災の認定が保険金のお支払いのために必要となります。

## Q3 過労死は補償されますか?

A3 過労死とは、仕事による過労が原因で脳疾患や心臓疾患で死亡する労働災害であり、政府労災保険で認定された場合に補償されます。なお、職業性疾患\*による身体の障害については、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。  
\*職業性疾患：労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長時間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

## Q4 保険金を被災した被用者またはその遺族に直接お支払いすることはできますか?

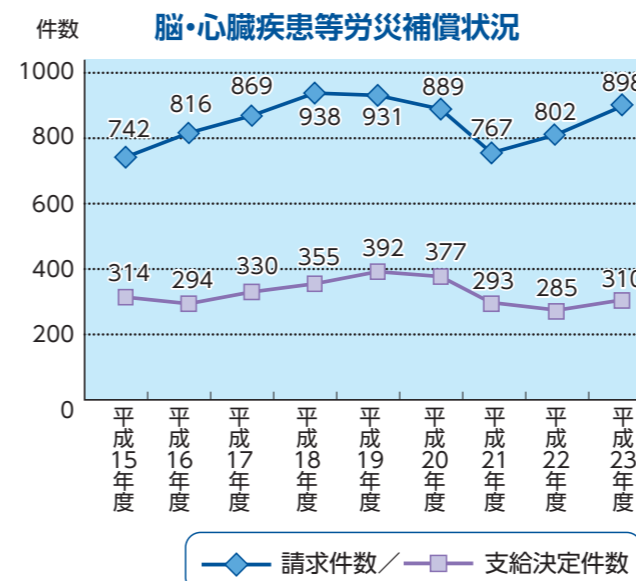
A4 できません。この保険は、労災事故に関して、被保険者である企業・事業主の損害を補償する保険のため、直接被用者またはその遺族へお支払いすることはできません。

## Q5 役員は補償対象(被用者)になりますか?

A5 役員の業務執行権\*の有無により、被用者となりえるかどうか判断します。「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」の常時使用労働者数欄に記載された人数に役員が含まれている場合、「業務執行権を有すると認められない役員」の可能性が高く、対象となる被用者に含めることができます。  
\*業務執行権とは、会社事業に必要なまたは有益な行為等会社としてなすべき、また、なし得る一切の事業を処理する権限をいいます。

## 過労死等事案の労災補償状況

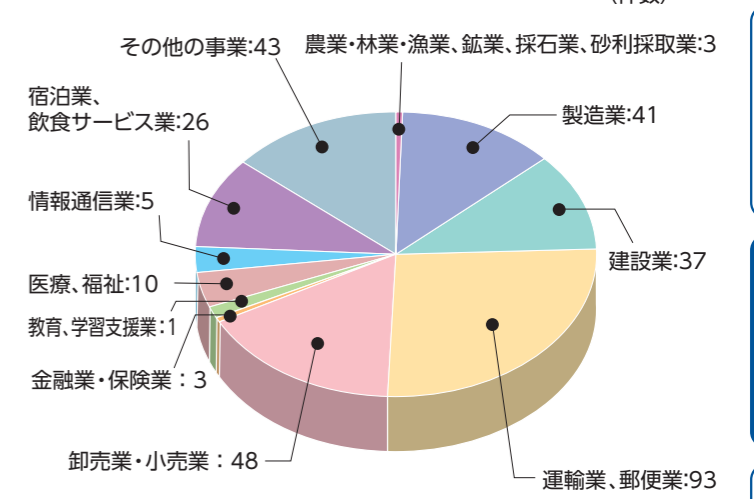
◆過労による、脳・心臓疾患等の労災請求・支給決定件数は、増加傾向にあります。



平成15年度から平成23年度において、請求件数は742件から898件(約1.2倍)となっております。

厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)の労災補償状況(平成23年度)」

## 脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)の業種別労災認定状況



労災認定の多い業種としては、その他の事業を除き、運輸、郵便業が最も多く、続いて卸売・小売業、製造業、建設業の順になっております。

厚生労働省「脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数一覧(平成23年度)」

労働災害総合保険の概要

労働災害総合保険のご説明

法定外補償条項について

使用者賠償責任条項について

主な保険料割引制度

ご契約にあたって

お支払する補償額例

用語のご説明のQ&Aご参考

お支払いする保険および費用保険金のご説明

# お支払いする保険金および費用保険金のご説明

労働災害総合保険の労働災害総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます)、主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)について、ご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

**1 商品のしくみ**  
労働災害総合保険は、(1)法定外補償条項と(2)使用者賠償責任条項の2種類の補償がセットされており、いずれか一方を選択してご契約いただけます。また、(1)法定外補償条項では、死亡・後遺障害補償、休業補償を選択してご契約いただけます。

ご契約例	(1)法定外補償条項		
	死亡に対する法定外補償	後遺障害に対する法定外補償	休業に対する法定外補償
パターン1	○	○	○
パターン2	○	○	—
パターン3	○	—	—
パターン4	—	—	—



(2)使用者賠償責任条項

(注)上記以外の組み合わせに関しましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

**2 労働災害総合保険普通保険約款の補償内容**  
労働災害総合保険は、政府が実施している労働者災害補償保険または船員保険(以下「政府労災保険等」といいます)の上乗せ保険です。保険金のお支払いは、政府労災保険等により給付が決定されたことが条件となりますのでご注意ください。普通保険約款の補償内容は下表のとおりです。(注)下表中の「被保険者」とは、補償の対象となる(保険金を受け取られる)方で事業主の方をいい、「被用者」とは、被保険者である事業主の従業員(労働者)の方をいいます。

保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金の額		保険金をお支払いできない主な場合											
<p>(1)法定外補償条項</p> <p><b>死亡に対する法定外補償保険金</b> 被用者が業務上の事由により身体の障害を被った場合、被保険者に下記の保険金をお支払いします。業務上・業務外の判定は政府労災保険等の認定に従います。</p> <p>当社がお支払いした保険金は、被用者またはその遺族の方(以下「被用者等」といいます。以下同様とします)に全額お支払いください。お支払いされなかった部分は、当社に返還していただくこととなりますので、ご注意ください。</p> <p><b>後遺障害に対する法定外補償保険金</b> 被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、後遺障害が生じた場合に、政府労災保険等の認定基準(障害等級)に応じてお支払いします。</p> <p><b>休業に対する法定外補償保険金</b> 被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、休業し、賃金が受けられなかった場合にお支払いします。</p>	<p><b>【死亡に対する法定外補償保険金】</b> 被用者1名につき、保険金額(支払限度額)をお支払いします。</p> <p><b>【後遺障害に対する法定外補償保険金】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>定額方式</td> <td>障害等級ごとに、被用者1名につき、保険金額(支払限度額)をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>定率方式</td> <td>障害等級ごとに、被用者1名につき、その被用者の平均賃金日額に契約日数を乗じた保険金をお支払いします。</td> </tr> </table> <p><b>【休業に対する法定外補償保険金】</b> 政府労災保険等の認定日数のうち、補償対象期間*の最初から第4日目以降の休業日数(1,092日分を限度)を対象とします。</p> <table border="1"> <tr> <td>定額方式</td> <td>被用者1名につき、1日あたりの保険金額(支払限度額)に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>定率方式</td> <td>被用者1名につき、1日あたり平均賃金のご契約割合に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。</td> </tr> </table> <p>*業務上の事由により身体の障害を被ったその被用者が療養のため労働できない期間をいいます。 (注)法定外補償条項においては、事業主が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定に基づき被用者等に支払われる補償金の額が限度となります。</p>		定額方式	障害等級ごとに、被用者1名につき、保険金額(支払限度額)をお支払いします。	定率方式	障害等級ごとに、被用者1名につき、その被用者の平均賃金日額に契約日数を乗じた保険金をお支払いします。	定額方式	被用者1名につき、1日あたりの保険金額(支払限度額)に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。	定率方式	被用者1名につき、1日あたり平均賃金のご契約割合に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。	<p>● 次の事由により被用者が被った身体の障害については、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</li> <li>● 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</li> </ul> <p>● 次の身体の障害については、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害(別途下請人補償特約をセットすることにより、お支払いします)</li> <li>● 風土病による身体の障害</li> <li>● 職業性疾病による身体の障害</li> </ul> <p>● 次の損害賠償金または費用に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に、損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用</li> <li>● 被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用</li> </ul> <p>● 補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いできません。</p> <p>● 労災保険法等によって給付を行った被保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額(労災保険法等の制度に基づく追徴金等の額)については保険金をお支払いできません。</p>				
	定額方式	障害等級ごとに、被用者1名につき、保険金額(支払限度額)をお支払いします。													
	定率方式	障害等級ごとに、被用者1名につき、その被用者の平均賃金日額に契約日数を乗じた保険金をお支払いします。													
	定額方式	被用者1名につき、1日あたりの保険金額(支払限度額)に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。													
定率方式	被用者1名につき、1日あたり平均賃金のご契約割合に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。														
<p>(2)使用者賠償責任条項</p>															
<p><b>【損害賠償保険金】</b> 被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。</p>															
<p><b>【費用保険金】</b> 被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する費用をお支払いします。</p>															
<p><b>お支払いする保険金の額</b></p> <table border="1"> <tr> <td>損害賠償保険金の額</td> <td>=</td> <td>法律上の損害賠償責任の額*1</td> <td>-</td> <td>次の金額の合計額</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府労災保険等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません)</li> <li>● 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等により支払われるべき金額</li> <li>● 次のいずれかの金額 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業主が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき被用者等に支払われる金額</li> <li>● 事業主が法定外補償規定を定めていない場合は、上記(1)法定外補償条項により当社がお支払いする金額</li> <li>● 免責金額(自己負担額)(ご契約時に設定している場合)</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table> <p>*1 法律上の損害賠償責任の額 被用者の治療費、入院費、慰謝料、逸失利益など なお、被災した従業員に過失がある場合は、過失相殺適用後の金額となります。また、第三者からの賠償金(自動車保険からの給付など)がある場合は、その金額を差し引いた額となります。</p>						損害賠償保険金の額	=	法律上の損害賠償責任の額*1	-	次の金額の合計額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府労災保険等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません)</li> <li>● 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等により支払われるべき金額</li> <li>● 次のいずれかの金額 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業主が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき被用者等に支払われる金額</li> <li>● 事業主が法定外補償規定を定めていない場合は、上記(1)法定外補償条項により当社がお支払いする金額</li> <li>● 免責金額(自己負担額)(ご契約時に設定している場合)</li> </ul> </li> </ul>				
損害賠償保険金の額	=	法律上の損害賠償責任の額*1	-	次の金額の合計額											
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府労災保険等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません)</li> <li>● 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等により支払われるべき金額</li> <li>● 次のいずれかの金額 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業主が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき被用者等に支払われる金額</li> <li>● 事業主が法定外補償規定を定めていない場合は、上記(1)法定外補償条項により当社がお支払いする金額</li> <li>● 免責金額(自己負担額)(ご契約時に設定している場合)</li> </ul> </li> </ul>															
<p><b>【費用保険金】</b> 上記損害賠償保険金の他に次の①～③の費用をお支払いします。</p> <p>①争訟費用・示談交渉費用*2 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用をお支払いします。</p> <p>②示談協力費用*3 被保険者が当社の求めに応じ、当社に協力するために直接要した費用をお支払いします。</p> <p>③求償権保全費用*3 被保険者の他人に対する損害賠償請求権の保全または行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。</p> <p>*2 損害賠償保険金の額がご契約の支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償保険金の額に対する割合によって、お支払いします。</p> <p>*3 支払限度額とは別に、実費をお支払いします。</p>															
<p><b>保険金をお支払いできない主な場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次の事由によって被用者が被った身体の障害については、保険金(損害賠償保険金または費用保険金をいいます)をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</li> <li>● 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</li> </ul> </li> <li>● 次の身体の障害については、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害(別途下請人補償特約をセットすることにより、お支払いします)</li> <li>● 風土病による身体の障害</li> <li>● 職業性疾病による身体の障害</li> </ul> </li> <li>● 次の損害賠償金または費用に対しては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に、損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用</li> <li>● 被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用</li> </ul> </li> <li>● 補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いできません。</li> <li>● 労災保険法等によって給付を行った被保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額(労災保険法等の制度に基づく追徴金等の額)については保険金をお支払いできません。</li> </ul>															

**3 任意でセットできる主な特約と補償内容**  
別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットされる主な特約とその概要は下表のとおりです。

(○:セット可能、×:セット不可)

特約	法定外補償条項	使用者賠償責任条項	保険金をお支払いする主な場合
<b>通勤災害補償特約</b>	○	○ (自動セット)	<b>【法定外補償条項】</b> 通勤により被った身体の障害に対して保険金をお支払いします。 <b>【使用者賠償責任条項】</b> 通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
<b>通勤災害補償対象外特約</b>	○	×	通勤により被った身体の障害を対象とせず、出勤により被った身体の障害に対してのみ保険金をお支払いします。
<b>災害付帯費用補償特約(基本型)</b>	○	×	左記2に記載の普通保険約款の法定外補償の死亡に対する法定外補償保険金または後遺障害第1級～第7級までのいずれかに該当する後遺障害に対する法定外補償保険金をお支払いする場合には、見舞品代、交通費、花輪代、香典代として費用保険金をお支払いします。
<b>災害付帯費用補償特約(増額型)</b>	○	×	同上
<b>下請負人補償特約</b>	○	○	建設関係事業(事業種類番号31～38)および製造業(事業種類番号41～66)を対象とすることにより、ご契約において、被保険者の下請負人およびその被用者を対象とする被用者に含め保険金をお支払いします。
<b>特別加入者補償特約</b>	○	×	中小事業主または一人親方等、政府労災保険に特別加入されている方を被用者に含め保険金をお支払いします。
<b>退職者加算特約</b>	○	×	左記2に記載の普通保険約款の後遺障害に対する法定外補償保険金支払いの対象となる身体の障害を被り、その身体の障害の直接の結果として、身体の障害を被った時から3年以内に従業員が退職した場合、または身体の障害区分について労災保険法等による決定がなされた時から1年以内に従業員が退職した場合、別途定めた金額を法定外補償保険金に加算してお支払いします。
<b>海外危険補償特約</b>	○	○	日本国外において行われる事業に派遣された被用者(海外駐在員のように海外の事業場に就業する方等で、政府労災保険に特別加入されている方)が被った身体の障害について、保険金をお支払いします(通常の海外出張者の死亡、後遺障害、休業および被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、左記2に記載の普通保険約款で補償されます)。
<b>被用者の範囲に関する特約(派遣労働者追加)</b>	×	○	派遣労働者(労働者派遣契約により被保険者が受け入れている労働者をいいます。以下同様とします)を被用者に追加し、派遣労働者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
<b>初期対応費用補償特約</b>	×	○	この保険で対象となる災害(被保険者の被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害)が日本国内で発生した場合に、被保険者が緊急に対応した下記費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または災害による損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益な費用に対し、当社による同意を得たものに限り、お支払いします。(注)損害賠償責任の有無に関係なく、災害が発生したことによって緊急に対応したものがお支払いの対象となります。 ・災害現場の保存費用(災害現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません) ・災害現場の写真撮影費用 ・災害状況調査・記録費用 ・災害原因調査費用(応急的に災害原因を調査する場合に限り) ・災害現場の後片付け費用および清掃費用 ・被保険者の使用人を災害現場に派遣するために必要な交通費または宿泊費 ・通信費 ・災害について、被保険者が被用者またはその遺族に償還として支払った見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用
<b>訴訟対応費用補償特約</b>	×	○	被用者またはその遺族から被保険者に対して日本の裁判所に提起された損害賠償金の支払いを求める訴訟(訴訟、仲裁、和解または調停をいい、被保険者がその訴訟において主張されている法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が、この保険契約で支払対象となる訴訟に限り)について被保険者が支出した下記費用のうち当社による同意を得たものに限り、お支払いします。 ・意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ・外注コピーの費用 ・増設コピー機の賃借費用 ・災害等再現実験費用(災害原因調査費用を含み、災害後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません) ・相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ・被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用

**●特約をセットすることによりお支払いする保険金の額および保険金をお支払いできない主な場合**

特約	お支払いする保険金の額			保険金をお支払いできない主な場合
<b>通勤災害補償特約</b>	左記2に記載の普通保険約款とは別に定めた死亡、後遺障害または休業補償に対する法定外補償保険金の保険金額(支払限度額)			左記2に記載の普通保険約款と同じです。
<b>通勤災害補償対象外特約</b>	—			
<b>災害付帯費用補償特約(基本型)</b>	<b>身体の障害</b>	<b>定額方式の場合</b>	<b>定率方式の場合</b>	
	死亡	1被用者につき40万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の80日相当分。ただし、40万円を限度とします。	
	後遺障害第1級～第3級	1被用者につき10万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の20日相当分。ただし、10万円を限度とします。	
<b>災害付帯費用補償特約(増額型)</b>	<b>身体の障害</b>	<b>定額方式の場合</b>	<b>定率方式の場合</b>	
	死亡	1被用者につき100万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の200日相当分。ただし、100万円を限度とします。	
	後遺障害第1級～第3級	1被用者につき25万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の50日相当分。ただし、25万円を限度とします。	
<b>下請負人補償特約</b>	左記2に記載の普通保険約款と同額です。			
<b>特別加入者補償特約</b>	左記2に記載の普通保険約款と同額です。			
<b>退職者加算特約</b>	左記2に記載の普通保険約款とは別に定めた後遺障害に対する法定外補償(等級ごと)の保険金額(支払限度額)			
<b>海外危険補償特約</b>	左記2に記載の普通保険約款と同額です。			
<b>被用者の範囲に関する特約(派遣労働者追加)</b>	左記2に記載の普通保険約款と同額です。			
<b>初期対応費用補償特約</b>	1回の災害および保険期間中について50万円が限度となります。ただし、見舞金については被用者1名について10万円、見舞品の購入費用については被用者1名について3万円を限度とします(同一の被用者に対して合算して10万円が限度となります)。			
<b>訴訟対応費用補償特約</b>	1回の災害および保険期間中について50万円が限度となります。			

労働災害総合保険の概要

労働災害総合保険のご説明

法定外補償条項について

使用者賠償責任条項について

主な保険料割増引制度

ご契約にあたって

おすすめる補償額例

用語の説明Q&A参考

お支払いの保険金および費用保険金の説明